

神奈川県最低賃金審議会

令和5年度第2回神奈川県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和5年8月2日（水） 9：57～12：41		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 神奈川県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議事要旨	<p>1 神奈川県最低賃金について、公益委員が労使双方から意見聴取（個別折衝）を行った。</p> <p>(1) 労働者側の主張 隣県との格差について、神奈川でも昨年から人口減少が始まっている。神奈川から東京に就業している人は90万人以上であり、県内に本社が移転した企業数から県外へ転出した企業数を引いた転入超過は全国最多となっている。また、求職賃金額の上昇は最賃額の上昇と相関関係があることや隣県の求職賃金額の状況を踏まえれば、東京との1円差は維持すべきものである。 また、この10年間、物価上昇率を最低賃金の引上げ率が下回った年は消費税が5%から8%に変わった年1回だけであり、今回の目安額である41円では神奈川の物価上昇率である4.0%に届いていないことは問題であるので少なくとも4.0%引上げの43円引上げを求める。</p> <p>(2) 使用者側の主張 中小企業・小規模事業者は価格転嫁は追いついておらず賃上げするだけの余力がない。消費者物価指数などを勘案しての労働側の主張と思うが、それは理想的なものであって、多くの企業はまだそこに追いついていない。中小企業・小規模事業者の実態を表すベースを表す数字というのは賃金改定状況調査の第4表①の2.3%または③の2.4%というものになるので、25円または26円引上げというものが現実的なベースとなってくるはずである。また、神奈川は他の都府県と比べても影響率が非常に高く、中小企業のダメージは相当あると考えるべきである。 ただし、現在の厳しい国内状況を見無視することはできないので、歩み寄りとは考えている。それには、価格転嫁を早急に進めることや収入の壁問題への対策など今後の中小企業の支援策などの実施が重要である。</p> <p>3 双方の主張をとらえ個別折衝を繰返し、歩み寄りの姿勢が伺えたことから明日更なる歩み寄りを求めて議論を続けることとなった。</p>		